

青森県報

第三千七百七十八号

平成二十一年
十二月二十四日
(木曜日)

目 次

規 則

青森県核燃料物質等取扱税条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則……………(税 務 課) …… 一

告 示

介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高 齢 福 祉) …… 一

介護保険法による指定居宅サービス事業者の居宅サービス事業の廃止の届出……………(保 險 課) …… 一

介護保険法による居宅介護支援事業者の指定……………(同) …… 二

介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………(同) …… 二

介護保険法による指定介護予防サービス事業者の介護予防サービス事業の廃止の届出……………(同) …… 三

保安林の指定予定……………(林 政 課) …… 三

特定非営利活動促進法第十条第一項の規定による公告……………(同) …… 四

建設業者の許可の取消し……………(県 民 局) …… 四

選挙管理委員会……………(同) …… 五

政治資金規正法による政治団体の名称等の公表……………(事 務 局) …… 四

政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出……………(同) …… 五

政治資金規正法による政治団体の解散の届出……………(同) …… 五

政治資金規正法による資金管理団体の届出事項の異動の届出……………(同) …… 六

規 則

青森県核燃料物質等取扱税条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成二十一年十二月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第六十四号

青森県核燃料物質等取扱税条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則
青森県核燃料物質等取扱税条例の一部を改正する条例(平成二十一年十月青森県条例第七十八号)の施行期日は、平成二十二年一月一日とする。

告 示

青森県告示第八百八号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十一年十二月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名称又は 氏名	主たる事務所の 所在地又は住所	居宅サ ービスの 種類	居宅サ ービス事 業所	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
株式会社 友会	西津軽郡 三ツ沢五 〇の六	訪問介 護	訪問介 護	訪問介 護シ アワセ ン	西津軽郡 大字南浮 田町 五五の八	"

青森県告示第八百九号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次の指
定居宅サービス事業者から居宅サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法
第七十八条第二号の規定により公示する。

平成二十一年十二月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サ ービス事 業者	名 称 又は 氏名	主たる事務所の 所在地又は住所	居宅サ ービス の種類	居宅サ ービス事 業所	名 称	所 在 地	廃 止 の 届 出 年 月 日	廃 止 年 月 日
株式会社 佐々木義 肢製作所	弘前市大 字一野二 丁目一六 の二	特定福 祉用具 販売	福祉用 具	株式会社 佐々木義 肢製作所	弘前市大 字一野二 丁目一六 の二	"	"	"

株式会社 イカルメ デサポ ー	青森市富 田三丁 目一七 の二三	訪問介 護	訪問介 護	青森市富 田三丁 目一七 の二三	三・一〇・ 一〇	三・二・ 三〇
株式会社 イカルメ デサポ ー	青森市富 田三丁 目一七 の二三	訪問介 護	訪問介 護	青森市富 田三丁 目一七 の二三	"	"
株式会社 イカルメ デサポ ー	青森市富 田三丁 目一七 の二三	訪問介 護	訪問介 護	青森市富 田三丁 目一七 の二三	"	"
医療法人 芙蓉会	青森市大 字雲谷 字山吹九 三の一	訪問介 護	訪問介 護	青森市青 柳二丁 目五の一 七	三・二・ 一三	三・三・ 一

青森県告示第八百十号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のと
おり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により
公示する。

平成二十一年十二月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅介 護支援事 業者	名 称	主たる事務所の 所在地	居宅介 護支援 事業を 行う事 業所	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
合同会社 居宅介 護支援 センター はま	八戸市大 字鮫の 一字妻 ノ神一 の	居宅介 護支 援セ ンター はま	八戸市大 字鮫の 一字妻 ノ神一 の	八戸市大 字鮫の 一字妻 ノ神一 の	平成 三・三・ 三	

青森県告示第八百一十号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次
のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の十第一号
の規定により公示する。

平成二十一年十二月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予防サービス事業者	名称又は氏名	所在地又は住所	介護予防サービスの種類	介護予防サービス事業を行う事業所	所在地	指定期限
株式会社 友会	西津軽郡舞戸町の三ツ沢五〇の六	訪問介護	指定訪問介護事業所	西津軽郡舞戸町の五字金沢街ノ八	三・三・二四	
株式会社 社会福祉法人 宏仁会	東津軽郡平内町大字小湊字薬師堂六三〇の二三	通所介護	ケアサポートステーション 清風荘	青森市大字新城二丁目三〇の八	平成 三・三・九	
株式会社 弘前市大字紺屋町二五七	訪問介護	訪問介護	訪問介護	青森市大字雲谷字山吹九三の一	三・二・三三・三三・三三	

青森県告示第八百十二号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、次の指定介護予防サービス事業者から介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第百十五条の十第二号の規定により公示する。

平成二十一年十二月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予防サービス事業者	名称又は氏名	主たる事務所所在地又は住所	介護予防サービスの種類	介護予防サービス事業を行う事業所	所在地	廃止の届出年月日	廃止年月日
株式会社 佐々木義肢製作所	弘前市大字桔梗野二丁目一六の二二	訪問介護	訪問介護	弘前市大字桔梗野二丁目一六の二二	平成 三・二・三三・三三・三三	平成 三・二・三三・三三・三三	

青森県告示第八百十三号

次のとおり森林を保安林に指定する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十一年十二月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

株式会社 佐々木義肢製作所	弘前市大字桔梗野二丁目一六の二二	特定介護予防施設	株式会社 佐々木義肢製作所	弘前市大字桔梗野二丁目一六の二二	三・二・三三・三三・三三	三・二・三三・三三・三三
株式会社 青和メテオ	青森市富田三丁目一七の二三	訪問介護	株式会社 青和メテオ	青森市富田三丁目一七の二三	三・一〇・三三・三三・三三	三・一〇・三三・三三・三三
株式会社 青和メテオ	青森市富田三丁目一七の二三	訪問介護	株式会社 青和メテオ	青森市富田三丁目一七の二三	三・一〇・三三・三三・三三	三・一〇・三三・三三・三三
株式会社 青和メテオ	青森市富田三丁目一七の二三	訪問介護	株式会社 青和メテオ	青森市富田三丁目一七の二三	三・一〇・三三・三三・三三	三・一〇・三三・三三・三三
株式会社 青和メテオ	青森市富田三丁目一七の二三	訪問介護	株式会社 青和メテオ	青森市富田三丁目一七の二三	三・一〇・三三・三三・三三	三・一〇・三三・三三・三三

- 一 保安林予定森林の所在場所
十和田市大字立崎字堤尻一の一
- 二 保安林指定の目的
干害の防備
- 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び十和田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十一年十二月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十一年十二月二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人絆

三 代表者の氏名

細越 悦子

四 主たる事務所の所在地

八戸市大字寺横町一三

五 定款に記載された目的

この法人は、不登校児や学校以外に学びの場を選択した子どもにも一つ一つの学びの場と機会を提供することを通じて、子どもの自己実現を最大限に援助し、併せて社会にとつても優秀な人材を育成することを旨とする。

また、不登校児等の親へのサポートを行い、学校以外の学びの場に対する社会の理解を深め、複線、選択的な教育の場を認める社会の実現に寄与することを目的とする。

する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十一年十二月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 三上建設株式会社

二 代表者の氏名 三上 一治

三 主たる営業所の所在地 弘前市大字宮地字宮本一九二の一六

四 許可番号 青森県知事許可(般 一六)第一七二〇三号

五 取消年月日 平成二十一年十一月十九日

六 取消しに係る建設業の許可

水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となつた事実

平成二十一年十一月十八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第八十八号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定により政治団体の設立の届出のあつた政治団体の名称等を同法第七条の二第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十一年十二月二十四日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

政党以外の政治団体の
国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の 名称	代表者 氏名	会計責任 者氏名	主たる事務所の所 在地	届 月 日 出
工藤てつ子後援 会	工藤 正幸	工藤 倫子	上北郡七戸町字影 津内九八	平成 三・二・四
りんごオフィス いたやなぎ	斉藤 晃一	松森 栄悦	北津軽郡板柳町大 町四五の一〇	三・二・二
村上たかあき後 援会	村上 隆男	村上 清次	黒石市大字浅瀬石 字村上二一四の二	三・二・三
新塾会	葛西 憲之	小林 忠一郎	弘前市大字西城北 二の六の一七	三・二・七
小笠原勝則後援 会	船越 弘造	工藤 和隆	平川市広船広沢八 四	三・二・三〇

青森県選挙管理委員会告示第八十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七條第一項の規定により、次の政治団体から届出事項の異動の届出があつたので、同法第七條の二第一項後段の規定により告示する。

平成二十一年十二月二十四日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

一以上の市町村の区域又は公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十二條に規定する選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部

政党以外の政治団体

政治団体の 名称	異動事項	新	旧	届 月 日 出
日本共産党三八 地区委員会	主たる事務 所の所在地	八戸市類家四の一 七の一	八戸市城下四の一 の三〇	平成 三・二・六

いたやなぎ りんごオフィス	主たる事務 所の所在地	北津軽郡板柳町大 字野田字実田四 五の一〇	北津軽郡板柳町大 町四五の一〇	平成 三・二・二
まつもり俊逸を 励ます会	主たる事務 所の所在地	北津軽郡板柳町大 字野田字実田四 五の一〇	北津軽郡板柳町大 町四五の一〇	三・二・三
政経調査会フオ ラム21	主たる事務 所の所在地	北津軽郡板柳町大 字福野田字実田四 五の一〇	北津軽郡板柳町大 町四五の一〇	三・二・三
えと正樹後援会	会計責任者	江渡 貞子	渡会 功起	三・二・六
津島淳後援会	主たる事務 所の所在地	青森市大字浜田字 豊田一四八の六	青森市大字安田字 近野三七の一	三・二・六

青森県選挙管理委員会告示第九十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七條第一項の規定により、次の政治団体から解散の届出があつたので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十一年十二月二十四日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

政党以外の政治団体

政治団体の 名称	解散年月日	届出年月日
金沢たかし後援会	平成三・二・三	平成三・二・一〇
金澤隆金剛会	三・二・三	三・二・一〇
村上たかあき後援会	三・二・三〇	三・二・二二

青森県選挙管理委員会告示第九十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九條第二項の規定による資金管理団体の届出があつたので、同法第十九條の二第一項の規定により、その名称等

を次のとおり告示する。

平成二十一年十二月二十四日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

届出者の氏名 (公職の種類)	葛西 憲之 (弘前市長)	資金管理団体の 名 称	新塾会	代 表 者 名 称	葛西 憲之	主たる事務所の 所 在 地	弘前市大字西城北二 の六の一七	届 月 日 出	平成 三・二・二七
-------------------	-----------------	----------------	-----	--------------	-------	------------------	--------------------	---------	--------------

青森県選挙管理委員会告示第九十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

平成二十一年十二月二十四日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

届出者の氏名 (公職の種類)	津島 淳 (衆議院議員)	資金管理団 体 の 名 称	津島淳後援 会	異 動 事 項	新	旧	届 月 日 出	平成 三・二・二六
		主たる事 務所の所 在 地	青森市大字浜 田字豊田一四 の六			青森市大字安 田字近野三七 の一		

青森県選挙管理委員会告示第九十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

平成二十一年十二月二十四日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

届出者の氏名 (公職の種類)	金澤 隆 (弘前市長)	資金管理団体の 名 称	金澤隆金剛会	代 表 者 名 称	金澤 隆	主たる事務所の 所 在 地	弘前市大字神田二の 三の四	届 月 日 出	平成 三・二・二〇
-------------------	----------------	----------------	--------	--------------	------	------------------	------------------	---------	--------------

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青 森 県	(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町一丁目番七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円一銭
------------------------------------	--	------------------------------